

## 仙台市若林区区民協働まちづくり事業評価委員会運営要領

(平成 15 年 3 月 31 日 若林区長決裁)

### (趣旨)

第 1 条 この要領は、区民協働まちづくり事業に関する要綱第 6 条第 8 項の規定に基づき、仙台市若林区区民協働まちづくり事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (役員)

第 2 条 評価委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
  - (2) 副委員長 2 名以内
- 2 役員は、委員の互選により定める。
  - 3 委員長は、評価委員会を代表し、会務を統括する。
  - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。

### (会議)

第 3 条 委員長は、評価委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を評価委員会の会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。
- 3 評価委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

### (委任)

第 4 条 この要領に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が評価委員会に諮って定める。

### 附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 18 年 3 月 22 日改正）

この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日改正）

この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。